

多 監 第 60 号
令和 2 年 8 月 17 日

多治見市長 古 川 雅 典 様

多治見市監査委員 尾 関 恵 一

同 若 林 正 人

令和元年度多治見市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度
多治見市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

多治見市監査委員

令和元年度多治見市財政健全化審査意見

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	12.23	20.00
連結実質赤字比率	－	17.23	30.00
実質公債費比率	△3.0	25.0	35.0
将来負担比率	－	350.0	

健全化判断比率審査参考資料

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率算定根拠

実質赤字比率（％）＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模×100

(2) 実質赤字比率算定の基礎

(単位：千円、％)

歳入歳出差引額 A	3,662,059
翌年度へ繰り越すべき財源 B	568,125
実質赤字額{ (A－B) ×－1 } C	△3,093,934
標準財政規模 D	22,981,201
実質赤字比率 (C／D) ※C ≤ 0 の場合は「－」	－

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率算定根拠

連結実質赤字比率（％）＝連結実質赤字額／標準財政規模×100

(2) 連結実質赤字比率算定の基礎

(単位：千円、％)

会 計 名	実質赤字額
一般会計等	△3,093,934
一般会計	△3,083,995
土地取得事業特別会計	0
市営住宅敷金等特別会計	△61
多治見駅北土地区画整理事業特別会計	△9,878
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	△435,038
国民健康保険事業特別会計	△104,400
介護保険事業特別会計	△287,801
後期高齢者医療特別会計	△31,150
駐車場事業特別会計	△11,687
小 計 ①	△3,528,972
会 計 名	資金不足額・剰余額
公営企業会計（法適用・宅地造成事業以外）	△2,714,552
水道事業会計	△1,427,043
病院事業会計	△518,449
下水道事業会計	△767,251
農業集落排水事業会計	△1,809
小 計 ②	△2,714,552
合 計 ①＋②	△6,243,524
連結実質赤字額	△6,243,524
標準財政規模	22,981,201
連結実質赤字比率	—
※ 比率 ≤ 0 の場合は「－」	

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率算定根拠

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 (\%)} = & \left((\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \right. \\ & \left. (3 \text{ ヲ年平均}) \quad \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \right) \\ & \div (\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準} \\ & \quad \text{財政需要額算入額})) \times 100 \end{aligned}$$

(2) 実質公債費比率の算定の基礎

(単位：千円、%)

項 目／年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地方債の元利償還金 ① (公営企業分、繰上償還等を除く)	3,657,957	3,430,542	3,653,133
準元利償還金 ②	702,715	1,004,019	641,381
計 ①+②	4,360,672	4,434,561	4,294,514
特定財源 ③	1,161,399	1,032,496	935,295
基準財政需要額算入額 ④	3,728,402	3,940,654	4,034,869
計 ③+④	4,889,801	4,973,150	4,970,164
標準財政規模 ⑤	22,382,196	22,813,364	22,981,201
実質公債費比率 ((①+②) - (③+④)) / (⑤-④) × 100	△2.83658	△2.85380	△3.56613
実質公債費比率 (3 ヲ年平均)	△3.0		

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率算定根拠

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \left(\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \right) / \left(\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right) \times 100$$

(2) 将来負担比率の算定の基礎

(単位：千円、%)

将来負担額①		47,540,924
内 訳	一般会計等に係る地方債の現在高	32,569,682
	債務負担行為に基づく支出予定額	52,742
	一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額	9,754,850
	組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体の負担見込額	0
	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	5,163,650
	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	0
	連結実質赤字額	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額	0
充当可能基金額等②		70,214,436
内 訳	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	22,598,235
	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	5,118,282
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	42,497,919
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む。）③		22,981,201
基準財政需要額算入公債費等④		4,034,869
将来負担比率 (①－②) / (③－④) × 100 ※ 比率 ≤ 0 の場合は「－」		—

令和元年度多治見市経営健全化審査意見

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会 計 名	令和元年度資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	20.0

資金不足比率審査参考資料

(1) 資金不足比率算定根拠

$$\text{資金不足率 (\%)} = \text{資金の不足額} / \text{事業の規模} \times 100$$

項 目	内 容
資金の不足額	(流動負債－控除企業債等－控除未払金等)＋建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額 (※1)
事業の規模	営業収益の額(指定管理者の収入として収受させた利用料金の額を含む。)－受託工事収益の額

(※1) 解消可能資金不足額は、事業の開始後に多額の費用を賄う収入が得ることができない場合などの事由がある場合において、資金不足額から控除する額

(2) 資金不足比率算定の基礎

(単位：千円)

項目 \ 会計名		水道事業 会計	病院事業 会計	下水道事業 会計	農業集落排 水事業会計
資 金 不 足 額	流動負債の額 ①	556,671	226,715	1,792,605	10,446
	控除企業債等 ②	27,609	225,007	1,074,991	7,680
	控除未払金等 ③	0	0	0	0
	建設改良費等以外の経費に対する地方債 の現在高 ④	0	0	0	0
	流動資産の額 ⑤	1,956,105	520,157	1,488,397	4,575
	控除財源 ⑥			3,532	
	(①－②－③)＋④－(⑤－⑥)＝⑦	△1,427,043	△518,449	△767,251	△1,809
	解消可能資金不足額 ⑧ (⑦>0の場合に算入)	0	0	0	0
	資金不足額 ⑦－⑧＝⑨	△1,427,043	△518,449	△767,251	△1,809
事 業 の 規 模	営業収益の額－受託工事収益の額 ⑩	2,120,380	4,343,512	1,972,600	2,142
	事業の規模 ⑩＝⑪	2,120,380	4,343,512	1,972,600	2,142
資金不足比率 (%) ※ 比率≤0の場合は「－」 ⑨/⑪		－	－	－	－